

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 従事者共済会代議員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会 従事者共済会規程第4条第5項、第5条第4項及び第6条第3項に基づき、代議員会、幹事会、資産運用委員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(代議員、幹事の選出内訳)

第2条 代議員、幹事の選出内訳は(別表1)による。

(代議員会)

第3条 代議員会に委員長1名、副委員長3名を置き、代議員の互選により選出する。

2 委員長は会務を総轄し、委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

3 代議員会は年2回以上開催し、委員長が招集し、議長を務める。

4 代議員会は全代議員の過半数以上の出席により成立する。

5 代議員会の議事は出席代議員の過半数で決し可否同数のときは委員長が決する。

6 震災等やむを得ない事情により代議員会の開催が困難な場合は、委員長は、緊急に決議を要する議案について書面又は電磁的記録により意見を求め代議員会に代えることができる。この場合、委員長は直近の代議員会において結果を報告しなければならない。

(幹事会)

第4条 幹事会は年2回以上開催し、委員長が招集し議長を務める。

(資産運用委員会)

第5条 資産運用委員会は、委員7名以内とし、代議員会委員長又は副委員長、代議員4名、東京都社会福祉協議会役職員、専門研究機関職員で構成する。

2 委員の任期は2年とし、代議員の任期と同時とする。ただし、再任を妨げない。

3 資産運用委員会は年4回以上開催し、委員長又は副委員長が招集し議長を務める。

4 資産運用委員会は次に掲げる事項について協議し、幹事会及び代議員会に対し意見を述べることをとする。

(1) 運用の方針に関すること

(2) 資産構成に関すること

(3) 資産内容及び運用先に関すること

(4) 運用状況、結果の分析に関すること

(5) その他、必要な事項

付則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この細則の施行により、従事者共済会代議員会細則(昭和34年4月1日制定)、従事者共済会資産運用委員会細則(平成10年4月1日制定)は廃止する。

3 この細則の改正は、令和2年3月10日から施行する。

4 この細則の改正は、令和7年2月27日から施行する。

平成19年3月29日 制 定

平成26年5月19日 一部改正

令和2年3月10日 //

令和2年11月25日 //

令和7年2月27日 //

(別表 1)

代議員・幹事選出内訳表

	部会	代議員			幹事		
		経営者	従事者	計	経営者	従事者	計
1	東京都高齢者福祉施設協議会	7	7	14	2	2	4
2	医療部会	1	1	2	1	1	2
3	更生福祉部会	1	1	2	1	1	2
4	救護部会	1	1	2	1	1	2
5	身体障害者福祉部会	1	1	2	1	1	2
6	知的発達障害部会	3	3	6	1	1	2
7	保育部会	7	7	14	2	2	4
8	児童部会	1	1	2	1	1	2
9	乳児部会	1	1	2	1	1	2
10	母子福祉部会	1	1	2	1	1	2
11	女性支援部会	1	1	2	1	1	2
12	区市町村社会福祉協議会部会	1	1	2	1	1	2
	計	26	26	52	14	14	28
13	(会長推薦)	2	2	4	1		1

(別表 1 の付属資料)

部会ごとの定数内訳の算定方法

- 1 部会ごとの定数内訳の算出は、定数評価指数をもって行う。
- 2 定数評価指数とは、全体数に占める選出部会ごとの契約施設数の構成比率 (a) と加入者数の構成比率 (b) をそれぞれ指数と見立て、次の算式で計算する。

$$* \text{定数評価指数} = (a + b) / 2$$
- 3 定数評価指数を算出する基になる契約施設数と加入者数、及びそこから導き出した定数評価指数は (表 1) のとおりである。
- 4 定数評価指数を基にした定数算定基準は (表 2) のとおりである。
- 5 契約施設数、加入者数は、改選の前年度末の数値とする。

(表 1) 契約・加入状況（令和 5 年度末）と定数評価指数

No.	部会名	契約施設数		加入者数		定数評価指数
		箇所	% (a)	人数	% (b)	
1	東京都高齢者福祉施設協議会	650	22.8	19,656	32.3	27.6
2	医療部会	11	0.4	867	1.4	0.9
3	更生福祉部会	4	0.1	213	0.3	0.2
4	救護部会	9	0.3	310	0.5	0.4
5	身体障害者福祉部会	60	2.1	1,362	2.2	2.2
6	知的発達障害部会	360	12.6	8,444	13.9	13.3
7	保育部会	799	28.1	17,500	28.7	28.4
8	児童部会	68	2.4	2,568	4.2	3.3
9	乳児部会	8	0.3	496	0.8	0.5
10	母子福祉部会	22	0.8	230	0.4	0.6
11	女性支援部会	5	0.2	65	0.1	0.1
12	区市町村社会福祉協議会部会	53	1.9	1,540	2.5	2.2
13	(その他)	799	28.1	7,639	12.5	20.3
	合計	2,848	100.0	60,890	100.0	—

摘要：定数評価指数＝（a＋b）/2

(表 2) 定数算定基準

定数評価指数	代議員			幹事		
	契約者	従事者	計	契約者	従事者	計
30 以上	8	8	16	2	2	4
23 以上	7	7	14			
20 以上	6	6	12			
17 以上	5	5	10	1	1	2
14 以上	4	4	8			
11 以上	3	3	6			
9以上	2	2	4			
9未満	1	1	2			